

10月から『女川町定住促進事業補助金』を交付します！

女川町では、人口減少の抑制や定住促進を図るため、女川町内に新築・中古住宅を取得(土地を含む)したり、既存住宅の建替えを行う皆さまに平成24年10月から「女川町定住促進事業補助金」を交付します。



I 補助要件

町内に住所のある方または女川町に移住できる方で、次の①～③の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①平成23年4月1日以降に、定住の意思をもって女川町内に新築・中古住宅を取得、または建替えにより新たに住宅を取得した方（町内に住所がある東日本大震災被災者については、平成23年3月12日以降に取得した方）
- ②補助金交付後10年以上継続して補助対象の住宅に居住すること。
- ③申請日の属する年度の前5年度において住民税等の滞納がないこと。

II 補助内容

- 補助金額は、次のとおりです。
 - ア 新築住宅取得（土地含む）は200万円を交付します。
 - イ 家屋のみ取得または既存住宅の建替え（増築や改修は対象外）は150万円を交付します。
 - ウ 土地のみ取得の場合は、建物を取得した時点で「新築住宅取得」とみなします。（200万円を交付）
 - エ 中古住宅取得は100万円を交付します。（相続や贈与により取得したものは対象外）
 - オ 新築・中古とも、併用住宅（店舗や事務所などと一体の住宅）も補助対象とします。
- 補助金の交付は、補助対象物件取得につき1回の交付となります。

III 申請手続き

- 補助事業の完了（物件の登記完了）もしくは当該住宅に入居後速やかに申請してください。
- 添付書類は、次のとおりです。
 - ア 定住誓約書
 - イ 住民票謄本（取得した住宅の所在地となっているもの）
 - ウ 取得した土地・建物の登記事項証明書の写し
 - エ 世帯員の町税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書など）
 - オ 工事請負契約書または売買契約書などの写し
 - カ その他必要書類（住宅位置図、町内に住所がある東日本大震災被災者で平成23年3月12日から3月31日までに物件を取得した方は、り災証明書）

IV その他

- 補助期間は10年間となります。（その後は財政状況等で判断します。）
- 虚偽の申請や不正な手段で補助を受けた場合や正当な理由がないまま10年未満で転出したり物件の所有権を移転した場合は、補助金を返還していただくことがあります。
- 家屋のみ取得した方で、補助金の交付後に土地を取得しても追加交付はできません。